

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 2 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 23 年 1 月 13 日 (木) 午後 6 時 55 分から午後 9 時まで
開 催 場 所	市役所 301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、根本副会長、荒幡委員、鈴木委員、米原委員、猪委員、 細野委員 欠席者：なし 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	1 第 1 回行財政運営懇談会の会議結果について 2 本市における行政改革の取組状況について
議 題	1 所掌事項の調査検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項 1：第 1 回行財政運営懇談会の会議結果について 第 1 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、気付いた点等があれば、1 月 20 日（木）までに事務局に連絡することとした。 報告事項 2：本市における行政改革の取組状況について 行政改革の経過（第一次～第三次行政改革）及び行政改革の現状について、会議資料に基づき事務局から報告した。 議題 1：所掌事項の調査検討について 武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 2 条の規定に基づき、第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針等について審議し、共通理解を図った。 なお、当該基本方針に係る文言の修正や注釈の追加、第五次行政改革大綱における整理の仕方等について、各委員から意見があった。 議題 2：その他 次回以降の会議の開催日程について協議し、第 3 回会議は日程を変更して 1 月 26 日（水）午前 10 時から、第 4 回会議は 2 月 3 日（木）午前 10 時から開催することとした。 なお、会議資料の送付時期について委員から要望があった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ◎：会 長 ○：委 員 ●：事務局	報告事項 1：第 1 回行財政運営懇談会の会議結果について 【事務局説明】 ● 第 1 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、各委員に確認していただき、気付いた点等があれば、1 月 20 日（木）までに事務局に連絡をお願いします。 【質疑・意見等】 ○ この会議における委員の立ち位置を改めて確認したい。例えば、委員が負うべき責務やリスクがあるのか。委員が会議の中で発言する内容は、何かの責任を伴うのか。 ● 通常、市が計画等を策定する場合、市民の意見を計画等に反映させるため、この会議のような懇談会や協議会を設置し、市民から意見をいただいている。いずれの場合も、会議中の発言について、委員が責任を負うことはない。委員の意見は計画に反映させるが、それは市の責任において行う。委員が発言の責

任を問われることはないので、どんな意見であっても自由に発言していただきたいと考えている。

- 丁寧に考えてから発言しなければならないのか、そうではなく自由闊達にどんどん発言していいものなのか。
- 今後の会議では、市が取り組むべき内容を行政改革大綱という形でまとめた案により示すことになる。それに対して市民の立場からの意見をいただくことがこの懇談会の目的である。ただし、委員が発言したことにより責任が生じることは一切なく、最終的には市が全ての責任を負うものである。様々な意見をいただくために、各委員には気兼ねなく発言してもらいたい。
- 承知した。
- ◎ 委員の発言内容がそのまま市の決定につながることはない。なお、会議録は公開されるが、誰が何を発言したかまでは公開されない。そういうことでよいか。
- そのとおり。

報告事項 2：本市における行政改革の取組状況について

【事務局説明】

- 第一次行政改革については、推進期間は平成 3 年度からであり、第一次となる行政改革大綱を平成 3 年 5 月に策定した。基本方針は、Ⅰ活力ある地域社会の形成及びⅡ理解と協力であった。主な成果としては、平成 4 年 9 月に申請書等の押印廃止を行ったほか、平成 4 年 11 月に住民票の写しの電話予約を開始した。

第二次行政改革については、推進期間は平成 9 年度から平成 12 年度までであり、基本方針は、Ⅰ足元からの行政改革を推進する、Ⅱ市民に分かりやすい行政改革を推進する及びⅢスクラップ・アンド・ビルドを徹底するであった。推進事項の目標Ⅰとしては、1 開かれた市政運営の推進、2 窓口サービスの改善、3 情報化の推進を掲げた。目標Ⅱとしては、1 組織機構の見直し、2 人事・給与制度の適正化の推進、3 職員の意識改革と能力開発等の推進を掲げた。目標Ⅲとしては、1 施設の有効活用及び管理運営、2 事務事業の見直し、3 民間委託等の推進、4 広域行政の推進、5 健全な財政運営の推進を掲げた。主な成果としては、平成 9 年 4 月にノー残業デーの実施、平成 9 年 6 月に市政情報コーナーの設置、平成 11 年 4 月にみつわ保育園の廃園等を行った。

第三次行政改革については、推進期間は平成 13 年度から平成 17 年度までであり、基本方針は、Ⅰ足元からの行政改革、Ⅱ市民に分かりやすい行政改革、Ⅲスクラップ・アンド・ビルドの徹底であった。推進事項の目標Ⅰとしては、1 市政の透明性の確保、2 市民との情報の共有、3 市民の声の反映、4 窓口事務等の改善、5 施設の有効活用、6 広域行政の推進を掲げた。目標Ⅱとしては、1 事務事業の効率的な執行、2 民間との役割分担の見直し、3 財政運営の健全化を掲げた。目標Ⅲとしては、1 職員の意識改革、2 職員の能力開発、3 人事管理システムの見直し、4 組織の見直しを掲げた。主な成果としては、平成 14 年 10 月に行政評価制度の試行、平成 15 年 4 月に窓口利用時間の延長（試行）、平成 15 年 10 月にグループ制の全庁導入、平成 16 年 7 月に施設の無休化、平成 17 年 1 月に電子申請システムの開始が挙げられる。

現在推進している第四次行政改革については、基本理念は、市民との協働による地域中心の社会の構築と市民満足度の高い開かれた市政の実現である。ま

た、基本方針は、Ⅰ足元からの行政改革、Ⅱ市民に分かりやすい行政改革、Ⅲスクラップ・アンド・ビルドの徹底である。改革の柱として大きく3つの柱を設定し、それぞれ具体的な項目を示すことにより体系化している。1つ目の柱として、行政サービスの改革（行政の役割の重点化）を掲げ、市民参加・協働による市政運営をはじめ4つの項目を示した。2つ目の柱としては、行政運営プロセスの改革（業務改善の推進）を掲げ、市政の透明性の確保や成果重視の市政など3つの項目を示した。3つ目の柱としては、組織機構・経営資源の改革（執行体制の整備）を掲げ、組織機構・職員体制の簡素合理化や人材育成と意識改革など4つの項目を示した。行政改革の推進項目は、全部で127項目を定め、それぞれに目標年度や数値目標・指標を設定している。推進項目は、年度の半期ごとにそれぞれ推進状況を取りまとめている。推進状況を把握する方法は、1つは、実施済からその他までの7つに区分し実施状況を把握するもので、もう1つは、目標以上からその他までの4つに区分し実施水準を把握するものである。

別添1「平成21年度末 行政改革大綱推進状況」は、個別の推進項目の推進状況を示したものである。以下、最近動きのあった主な推進項目について説明する。

項番011・自治基本条例の制定については、平成19年6月に自治基本条例策定検討委員会及び同市民会議を設置し、条例の制定に向けて検討に着手した。平成21年1月、市民会議から市長に「自治基本条例のあり方について」を提言し、その後、検討委員会において条例案の検討を進め、同年12月に市長に素案を報告した。そして、昨年1月に自治基本条例市民懇談会において素案を審議するとともに、市報等による意見公募手続、計4回の市民説明会の開催等を経て、同年3月の市議会に条例案を提出した。この条例案は、3月の市議会の会期中に審議が終了せず、次の6月の市議会でも審査を継続することとされたが、6月の市議会において、今後、様々な角度から更に検討する必要があるとの観点から、条例案を撤回し、廃案となった。

項番014・地域人材銀行（市民人材登録制度）の創設は、ボランティアセンターの登録制度及び社会教育ボランティア情報登録制度等を発展させ、地域人材銀行を創設するものである。昨年度、ボランティアセンターにおいて、既存の制度を基にした市民人材登録制度の仕組みについて具体的な検討に着手した。その後、昨年12月に専門知識や技能、経験を持った市民を登録、紹介するボランティア人材パートナーズ制度が創設された。

項番024・施設管理業務の委託については、学校給食センターの業務委託について、平成20年11月に、学校給食センター民間委託検討作業部会から教育委員会に対し最終報告がなされ、平成21年2月にハーベスト㈱と委託契約を締結した。その後、受託業者との調整や規程の整備を進め、昨年4月から中学校給食調理等業務について民間委託を開始した。今後、中学校給食調理等業務委託の検証を行いながら、小学校給食についても業務委託を検討していく予定である。

項番030・窓口利用時間の拡大【窓口利用時間延長の充実】については、利用頻度、費用対効果等を検証しながら、本庁以外の施設を含めて、窓口業務及び利用時間の拡大を検討するものである。平成15年度から毎週木曜日に窓口利用時間延長を試行的に行ってきたが、平成21年2月に窓口利用時間延長研究会から市長に対して報告された内容を踏まえ、平成21年度から窓口業務を

拡大する形で本格実施へ移行した。現在、課税課、収納課、市民課、保険年金課及び子育て支援課の一部業務について、毎週木曜日は午後 7 時まで窓口利用時間を延長している。

項番・036 公金の納付方法の多様化については、コンビニ収納、マルチペイメントネットワークによる電子納付、クレジット決済を利用して、市税、保育料等の公金を納付できる仕組みを構築するものである。昨年度、公金電子納付導入検討部会において、それまでの調査研究を推し進め、コンビニ収納の導入に係る調査研究結果の報告がなされた。これを受けて、関係課間の情報交換や打合せを行い、本年度予算にシステム改修費を計上した。平成 23 年度の導入に向けて、システム改修、各種テスト等の準備事務を行っていく。

項番 037・一部事務組合の再編は、し尿処理、収益事業等の一部事務組合について、構成団体との協調に配慮しながらその役割を改めて検証し、再編も含めて検討していくものである。東京都市収益事業組合は、平成 19 年 3 月をもって競輪事業から撤退し、その後、清算事務等を進め、昨年 3 月に解散した。当該組合は、立川競輪や京王閣競輪において事業を行っていたが、近年は毎年赤字が出ており、収益の回復が見込めなかったことから解散した。

項番 047・情報媒体の活用【ホームページの充実・ポータルサイト化】は、市政情報を分かりやすく提供し、携帯電話への対応を図るなど、ホームページの内容を充実するほか、あらゆる電子行政サービス、市政情報以外の幅広い地域・生活情報等も入手できるポータルサイトとなるよう機能の充実を図るものである。これまでに、犯罪、災害等の情報提供サービスのほか、市内循環バスロケーションシステムを導入している。ホームページについては、開発作業や職員の操作研修等を経て、昨年 3 月に全面的にリニューアルした。

項番 077・戸籍システムの導入については、昨年度からデータの作成を開始し、昨年 11 月にコンピュータによる戸籍事務の運用を開始した。これにより、証明書発行窓口での待ち時間や戸籍の届出から証明書の発行までの期間が短縮された。戸籍システムについては、市として早くに導入したかったところだが、導入に係る経費が多額であるため、なかなか導入に至らなかった。しかし、昨年、国において創設された経済対策に係る臨時交付金の制度を利用し、26 市中 26 番目ではあるが、導入に至ったところである。

項番 092・人事制度の再構築は、人事考課制度等による人事制度を再構築し、その定着を図るとともに、適時、適切に見直しを行うものである。平成 19 年 11 月から 12 月にかけてトライアルテストを実施し、平成 20 年度から人事考課の全庁的な試行を継続し、毎年度、制度内容を検証している。今後、職員組合との協議等を経て本格実施に移行していく予定であり、本格実施により、将来的には、人事考課と昇給等をリンクさせることを想定している。

項番 094・職員給与の適正化【諸手当の総点検】は、特殊勤務手当、通勤手当等各種手当のあり方及び水準について、継続的に見直しを行うものである。昨年 3 月、国や各市の状況等を踏まえ、特殊勤務手当のうち滞納整理手当及び福祉事務現業手当について、それまでの月額支給を日額支給に改定した。今後は、通勤手当の見直しを検討していく予定である。現状、本市では通勤経路 1 キロメートル未満が不支給範囲であるが、東京都や他市では 2 キロメートル未満が不支給範囲となっており、それらの見直しを行おうとするものである。

項番 108・独自財源の確保等は、広告の有料掲載、刊行物の有償頒布のほか、公共施設の命名権、武蔵村山版思い出ベンチ等について検討し、順次導入

するものである。新財源検討会等での検討を経て、平成 18 年 5 月から、公共施設に勤務する職員の駐車を有料化したほか、平成 20 年 10 月にふるさと基金を設置した。今後、同検討会で検討された他の財源確保の手法についても、実施に向けて検討していく。

【質疑・意見等】

○ 項番 036・公金の納付方法の多様化について、コンビニ収納を行うとのことだが、全てのコンビニから納付できるのか。

● 基本的には、一般にコンビニと呼ばれている店舗ならば、どこからでも納付が可能である。ただし、税金のみであり、保育料等は含まない。市・都民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が納付できる。

○ 項番 108・独自財源の確保等について、実施水準がほぼ目標となっているが、金額としてはどの程度の独自財源が確保されたのか。

● 市役所本庁舎に自動車通勤する場合、職員は賃料を払い駐車場を借りている。他方、本庁舎以外の公共施設に自動車通勤する職員は、従前、駐車料金を払うことなく施設の敷地内に駐車していた。そこで、その不均衡を是正するため、本庁舎以外の公共施設に自動車通勤する全ての職員から駐車料金を徴収することとした。これにより、平成 21 年度では約 1,100 万円の歳入があった。ふるさと基金の設置は、税制改正により、寄附をした場合その額から 5,000 円を除いた額が税額控除されるようになったことを受けて、市への寄附を多く募ろうとしたものである。基金の設置以降、毎年数十万円程度の寄附があったが、特に本年度は 1,000 万円の寄附があった。ホームページでも、広告の有料掲載を行っている。

来年度、市民便利帳を民間企業との協働で発行する予定であるが、この作成費用は、全て広告掲載料で賄うこととしている。これは、市の収入になるわけではないが、経費をかけずに事業を実施できるものである。思い出ベンチは、東京都が管理する公園で実施されているものであり、ベンチの設置費用の寄附により、ベンチに寄附者の名前やメッセージを載せられる。本市でも同様の取組ができないかと検討している。

◎ 中野区の戸籍窓口では、発行物を入れるために市民に配布する封筒について、広告掲載により経費なしで作成している。

● 本市でも同様に実施している。

◎ 郵便の料金別納のマークには、下半分に広告を表示できる。

○ 項番 077・戸籍システムの導入に関して、昨年、高齢者の所在不明や年金の不正受給が問題になった。各自治体から件数の報告があったが、本市は戸籍システムが導入されていないために、11 月以降に調べるとの報道があったと思う。その後の状況はどうか。

● この件については、例えば江戸時代生まれの人など生存するはずのない人が戸籍上存在する自治体があり、それを受けて各自治体から状況報告がされたものである。戸籍システムが導入されている自治体ではすぐに状況を確認できるので、その結果が報道された。本市では、戸籍システムが導入されておらず、紙の戸籍を全て確認するとなると相当の時間を要することから、不明の扱いとした。

○ 高齢者の所在に関する問題はあったか。

● 書類上市内在住の高齢者が実際に所在しているのかについては、本市では、戸籍から調べるのではなく、既に電子化されている住民票から 90 歳以上の高

齢者を抽出し調査を行った。昨年、全ての世帯を訪問して本人と会い、該当する高齢者が全て所在していることを確認した。

- 本市では、高齢者の所在不明や年金の不正受給問題はなかったということか。
- そうである。
- 項番 024・施設管理業務の委託について、中学校給食は既に民間委託されているが、備考欄では第一学校給食センターが検討扱いとなっている。小学校給食の民間委託は、具体的にどのような状況にあるのか。ある程度計画が定まっているのか。
- 実施時期など具体的な計画はまだない。
- 第一学校給食センターは建物が古く、何らかの対策が必要であると思う。
- 方針としては、民間委託を実施する方向で考えている。ただし、中学校給食調理等業務の民間委託の際に、第二学校給食センターの職員を第一学校給食センターで受け入れたように、今後の市の職員体制等も考慮しながら検討する必要がある。
- ◎ 項番 094・職員給与の適正化【諸手当の総点検】について、現在も滞納整理手当を支給しているのか。
- 見直しを図るべきものとされているが、現在も滞納整理の職務に当たった職員に対し、日額で手当を支給している。
- ◎ 広域で実施する考えはないのか。
- 各市の担当部課長で構成される会議の中でも、広域で実施する案が出ているが、各市で考え方に温度差があり、実施は難しい状況である。
- ◎ 長野県では広域での取組が始まっている。
- 取り組む自治体が増えているとは聞いている。
- ◎ 特に地方では、地域で顔の知られた職員が滞納整理の業務に当たるのは大変だと思う。広域で取り組めば、その問題が解決される。

議題 1：所掌事項の調査検討について

【事務局説明】

- 昨年 8 月 13 日付で策定した第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針について説明する。

第 1 行政改革の背景と必要性

本市では平成 3 年 5 月に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、不断の取組を行ってきた。一方で、平成 18 年に行政改革大綱を改定してから既に 4 年を経過し、その推進期間が平成 22 年度をもって終了するが、その間にも社会経済情勢をはじめとする本市を取り巻く環境に変化が生じている。これまでの行政改革の成果を踏まえながら新たな行政改革大綱を策定し、更なる取組を進めていく必要がある。

1 社会経済情勢の変化については、少子高齢化の急速な進展に伴い、平成 20 年から連続して人口の減少が続くなど、本格的な人口減少時代の到来を迎えた。本市の場合、人口は微増で推移しているが、高齢化率は平成 22 年 1 月現在 20.2%であり、超高齢社会と呼ばれる水準に達しようとしている。このため、少子高齢社会・人口減少社会を見据えた行政運営が必要である。また、景気は緩やかに回復しつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。市民生活への影響も深刻であり、各分野でセーフティネットの充

実が求められている。

2 地方分権の進展であるが、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが強く求められるようになった。基礎自治体である市町村の役割がますます高まっていくものと予想され、本市においても、これに対応できるよう行政機能の向上を図っていく必要がある。積極的に市民に情報を提供し、十分に説明責任を果たすことにより、市民と認識を共有していく姿勢が求められている。

3 公共サービスの多元化については、市民需要がますます複雑多様化しており、行政のみでこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界がある。近年、公共サービスの各分野で N P O 法人等の活動が活発化し、制度面でも平成 15 年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されるなど、民間開放の動きが加速している。本市においても、地域経営の観点から、市民との協働、民間活力の導入等の取組を進めていくことが求められている。

4 I C T（情報通信技術）の発展については、I C T の飛躍的発展により、市民生活にもそれらを活用した新しいコミュニケーション手段が浸透してきている。本市においても、I C T を行政改革の重要な手段と位置付け、電子自治体を推進することで、業務の効率化及び高度化を図り、より質の高い市民サービスを提供していくことが求められている。

5 厳しい財政状況について、本市の財政状況は、歳入の根幹を成す市税収入が平成 10 年度をピークに減少に転じ、平成 19 年度以降、三位一体の改革による税源移譲、大型商業施設の開業等で市税収入は増加したものの、景気の低迷により再び減少しており、財源不足が深刻化している。一方、児童福祉費、生活保護費等の扶助費や繰出金等の歳出は増加傾向にあり、財政の硬直化が顕著となっている。今後、学校施設をはじめ道路、下水道等の老朽化による更新や少子高齢化が財政需要を高める要因になると予想され、今後とも健全な財政運営の堅持に向けた取組が重要である。

6 組織活力の維持向上については、本市では、団塊の世代の大量退職により、短期間のうちに職員の世代交代が大きく進んでいる。また、継続的に職員数の削減に取り組んできたが、複雑高度化する行政課題に対応していく必要がある。市としては、人材育成の強化を図るとともに、職員の意識改革を進めることで、自らの組織の活力を維持及び向上させ、組織の能力を最大限に発揮していくことが求められている。

第 2 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本理念については、これまでの管理型行政運営では、法令遵守や事務事業の執行手続が重視されてきたが、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、行政サービスがどれだけ市民需要を反映したものになっているかが重要となり、提供された行政サービスによって、市民満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきた。経費の節減、職員数の削減等、量的な行政改革は今後も継続していく必要があるが、今後は、質的な行政改革も併せて行うことによって、経営型行政運営への転換が必要である。このような観点から、本市の行政改革の基本理念を「経営型行政運営への転換－持続可能な行財政基盤の確立と協働・連携による市民本位の公正で開かれた市政の実現－」と定める。

2 行政改革の視点については、5 つの視点から行政改革を推進する。(1) 市民満足度の追求、(2) 適切な役割分担及び連携、(3) 説明責任の確保、(4) 経営資

源の有効活用、(5) 安定性及び持続可能性の確保である。

3 行政改革の基本方針については、行政改革の理念を具現化するため、前述の基本理念を踏まえて定めるものである。Ⅰ 最適な行政サービスの創造（質的改革）として、職員の更なる能力の向上を図るとともに、市民本位の行政運営を推進し、行政サービスの質的向上を図る。Ⅱ 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）として、経費の節減や職員定数の適正化、事務の省力化等に引き続き取り組むとともに、簡素で効率的な行財政運営をより一層推進する。

4 行政改革の体系については、前述の基本方針を受けて、推進項目の体系を想定するものである。

(1) 最適な行政サービスの創造（質的改革） ア 利便性の向上は、生活者や納税者の視点から利便性及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供を目指すものである。具体的には、ホームページの充実、手続の簡素化、電子自治体の推進などが考えられる。

イ 公正の確保及び透明性の向上は、行政手続の適正化や法令遵守、公務員倫理の徹底を図るものである。また、市政情報を市民に分かりやすく提供し、情報の共有化を推進することにより透明性の向上を図るとともに、多様な機会における市民との対話を通じて市民需要を把握するよう努める。具体的には、情報公開の推進、広聴の充実、入札・契約制度の改善などが考えられる。

ウ 参加及び協働の推進は、多様な参加の機会を確保するため、市民活動団体、企業等多様な主体との協働・連携関係を構築し、主に行政が担ってきた公共領域への参加を促す環境を整備するものである。具体的には、自治基本条例の制定、参加の推進、地域担当制の導入などが考えられる。

エ 職員の能力向上及び意識改革は、職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持ち、現場感覚を生かしながら職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進するものである。具体的には、職員の意識改革、人材育成の推進、人事考課制度の導入などが考えられる。

(2) 自立的な行財政基盤の確立（量的改革） ア 業務改善の推進は、行政内部の意思決定や管理事務の簡素化を図るとともに、事務事業の選択と重点化を図り、継続的な実施が困難な事業については早期に廃止を含めた見直しを行うなど、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進するものである。また、経済性や効率性ととともに、行政責任の確保、秘密保持等の多角的な観点から検討しながら民間活力を積極的に導入し、経費の節減及びサービスの向上を目指す。具体的には、庁内分権の推進、事務事業の見直し、民間委託の推進などが考えられる。

イ 公共施設の効率的な管理運営は、地域特性、財政状況等を総合的に勘案しながら適正な整備を行うことを基本とし、既存施設については、統廃合や機能の転換による利活用を図るとともに、効率的な管理運営方法を検討するものである。具体的には、施設改修計画の策定、施設の統廃合、指定管理者制度の導入などが考えられる。

ウ 持続可能な財政基盤の構築は、歳出全般の効率化及び財源配分の重点化を図り、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用など、自主財源の確保に積極的に取り組むものである。具体的には、財政計画の策定、補助金等の見直し、独自財源の確保などが考えられる。

エ 業務執行体制の整備は、簡素で合理的な組織機構を基本に、柔軟で機動的な業務執行体制の整備を図るものであり、職員数の抑制を基本とした定員管

理を進め、時代の要請に応える給与制度の構築と運用の適正化を図り、これらの情報を分かりやすく公表するものである。具体的には、組織機構の再編、定員管理の適正化、給与制度の改革などが考えられる。

第3 行政改革の推進

行政改革大綱の策定趣旨は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念及び基本方針を定め、中・長期的な行財政運営のあり方を示すことにある。また、行政改革大綱推進計画は、行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、推進内容及び時期等の方策を定めるものであり、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていく。

行政改革大綱の推進期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5年間とする。

行政改革大綱の策定期間は、平成23年3月を目途とする。

行政改革大綱の策定体制については、市内の行政改革本部の下に複数の専門部会を設置するとともに、行財政運営懇談会において本市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討する。

行政改革本部については、本市では、従来から、市長を本部長とする行政改革本部が中心となって行政改革を推進しており、行政改革大綱の策定及びその推進に当たり、引き続き行政改革本部がその中心的役割を果たすこととする。

行政改革推進委員会は、行政改革大綱の実施状況について審議し、必要に応じ、市長に対して助言、勧告等を行う附属機関として設置しており、行政改革の推進過程において市民等の意見を反映する役割を担うこととする。

目標の数値化・具体化については、行政改革大綱の各推進項目において、可能な限り数値化・具体化した目標を設定し、この数値目標等を基に達成状況を測定しながら行政改革を推進していくこととする。

行政改革大綱の公表等については、行政改革大綱の策定過程について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表し、市民からの意見を行政改革大綱に反映させることとする。また、毎年度、行政改革大綱推進計画の見直しを行い、行政改革大綱に基づく成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表することとする。

なお、会議次第13頁から17頁にかけて、第五次行政改革大綱で取り組むべき推進項目の案を掲載した。これらについては、次回以降の会議において審議していただく予定のものである。

【質疑・意見等】

- ◎ 本方針については、行政改革本部長決裁が済んでいるとのことだが、これに対して行財政運営懇談会が修正等の意見を言えるのか。意見を言うとしたら、どのような立場で言えばよいのか。
- 本方針は、行政改革本部において決定されたものであるが、今後、この方針は、行政改革大綱の本文になり、中心的な考え方になるものである。本会議でいただいた意見については、次回会議で示す予定の行政改革大綱の素案に反映できる。
- ◎ 行政改革大綱を作成するための意見をこの会議で出すということか。
- そうである。
- ◎ 細かい字句についても指摘して構わないのか。
- 指摘していただきたい。
- 4頁の最下部で「生活者や納税者の視点から」とあるが、「生活者」と「納

税者」は違った対象を指すものなのか。

- 一般的には、「生活者」は「納税者」より広い範囲を指す。
- ◎ 並列で表記すべきかどうか。
- ◎ 2 頁の 3 公共サービスの多元化について、7 行目に「補完性の原理を基本として」とあるが、文章の修飾関係から判断すると、この位置ではないのでは。8 行目の「柔軟に対応していくことが必要であり」の後に位置するべきではないか。

同頁の 4 ICT（情報通信技術）の発展について、4 行目に「u-Japan 政策」とあるが、市民に対して公表するものならば注釈が必要である。

同頁の 5 厳しい財政状況について、下から 2 行目に「繰出金等」とあるが、6 頁のウ 持続可能な財政基盤の構築の説明では、「特別会計繰出金」と表記されている。同じものを指すならば、統一した表記にすべきではないか。

3 頁の 1 行政改革の基本理念について、12 行目に「効率性を…追求し」とあるが、次行でも「より効率的に提供できる質的な行政改革も併せて行う」とあり、効率性に関する説明が重複しているので、文章の整理が必要ではないか。

4 頁の(2) 適切な役割分担及び連携の説明において、2 行目の「新しい公共空間の創出を図り」から、後半部「行政と市民との…行政運営を推進する」へつながる理由がよく分からない。何か説明が足りないのかもしれない。

同頁の 4 行政改革の体系について、冒頭の説明で「おおむね次のとおり想定する」と表記した意味があるのか。単純に「おおむね次のとおりとする」で足りるのではないか。

5 頁のア 業務改善の推進の説明において、6 行目に「多角的な観点から検討しながら民間活力を積極的に導入し」とあるが、「検討しながら」の部分は不要ではないか。この部分がなければ説明がすっきりする。

6 頁のウ 持続可能な財政基盤の構築について、4 行目に「歳出の適正な執行」とあるが、これは当然のことである。全体の意味からすると、「歳出の見直し」といった表現の方がよいのではないか。
- いずれも再度検討した上で整理する。
- 第 1 行政改革の背景と必要性には項目が 6 つあり、それぞれ目指す方向性が書かれている。その中で、2 頁の 5 厳しい財政状況だけが方向感がないので、項目名として、例えば「厳しい財政状況の改善」のように方向感を出した方がよいのではないか。

同頁の 3 公共サービスの多元化について、「多元化」よりも「多様化」の方が一般的な表現ではないか。市民目線の表現にするのであれば、「多様化」の方がしっくりくる。
- 公共サービスの多元化については、「多様化」でも大きく意味は変わらないと考えるが、8 行目で「多元的な主体による公共サービスの提供に向けて」と表現しているように、行政をはじめ、市民や事業者など色々な主体によってサービスを提供するとの意味を込めて、ここでは「多元化」と表現した。
- それは、サービスを提供する側の視点である。サービスを受ける側の市民の立場からは、サービスがどのように提供されるかよりも、サービスがどんな機能を持っているかが重要なので、サービスの機能の多様化が必要であるとの捉え方がよいのでは。
- ◎ イメージとして、「多様化」は広がり可能性があるが、「多元化」は既にあるものに限ってしまうように思う。また、一般的には「多様化」の方がなじ

みのある表現である。

- ◎ 厳しい財政状況についての指摘は、別の項目立てをした方がよいか。
- その前後の項目では今後の方向性に触れているのに対し、その項目だけが現状認識・分析にとどまっているので気になった。現状を脱却するためにこのように取り組んでいくとの内容が表現されるとよい。ただし、項目の順番の入れ替えや新たな項目立てなど、全体の構成まで変える必要はないと思う。見出しを修正し、説明の最後に今後の方向性を加えれば足りる。
- 指摘に基づき検討し、整理し直すこととする。
- 4頁の(1) 市民満足度の追求については、「追求」を「向上」に改めた方が分かりやすい。
- ◎ 説明でも、「市民満足度の向上を目指す」としているので、それに合わせればよい。
- 同頁の(2) 適切な役割分担及び連携の説明で、「新しい公共空間」とあるが、先ほど指摘があったように、ここで突然この表現が出てきてもイメージがつかみにくい。
- ◎ 「新しい公共空間」の表現を生かすならば、その説明が必要である。
- 同頁の(3) 説明責任の確保について、表現を「確保」から「徹底」に改めた方がよい。「確保」では、行政の保守的な姿勢をイメージさせる。一般企業でも「説明責任の徹底」との表現を使っている。
- 同頁の 3 行政改革の基本方針について、基本方針Ⅰ 最適な行政サービスの創造（質的改革）では、職員の更なる能力の向上を図るとし、Ⅱ 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）では、職員定数の適正化に取り組むとしている。市職員数は、ピーク時の 555 人からこれまでに随分減っている。量的改革としては行政改革の取組が見て取れるが、質的改革としてはこれまでの具体的な取組はあるのか。例えば、民間では従業員を研修に行かせる。
- 本市でも、職員課に研修担当があつて、全職員を対象に研修を行っている。
- 研修は市内部で実施するものか。
- 市役所内部の研修も、外部の研修もある。成果を指標で示すのは難しいが、スキルアップをはじめ様々な研修を行っている。
- ◎ 質的改革の説明で、職員研修について触れた方がよいか。
- 具体的な項目については、この後の行政改革の体系や個別の推進項目の説明で出てくる。職員研修についても説明している。
- 同じくⅡ 量的改革の説明で、「最少の経費で最大の効果を挙げるため」と説明しているが、表現として消極的に感じる。ここでは、「経費の節減や効果的な活用に努め」といった表現にした方がよいのではないか。
- ◎ 「最少の経費で最大の効果を挙げる」は、地方自治法の条文の引用である。
- 地方自治法の冒頭で用いられている表現なので、できれば生かしたいと考えている。
- 承知した。
- ◎ 4頁の最下部の「生活者や納税者」の表記については、「市民」とすればよいのではないか。その文の最初にも「市民の信託」との表現を用いている。
- 本日の会議では、基本方針の確認を行っているが、今後の会議では、もっと具体的な検討に入るのか。
- 次回の会議から具体的な検討に入る。本日の会議では、抽象的な内容を議題にしているので、意見も出しづらいと思うが、次回以降の検討ではもっとイメ

ージしやすいものになるはずである。

- そもそも行政改革とは、民間でも取り組まれているように、収入を増やすよう工夫し、支出の無駄を省くことなのか。
- そのとおり。なお、本日の議題である基本方針については、本日の議論で固めるのではなく、今後、具体的な推進項目に対して意見をいただく中で、再度立ち返って修正の必要が生じるものもあると考えている。
- 4頁の(1)策定趣旨の説明における、行政改革大綱と行政改革の基本理念及び基本方針との関係はどうなっているのか。
- これから策定する行政改革大綱の中に、基本理念及び基本方針を盛り込む。現行の第四次行政改革大綱では、その前段部分で理念や基本的な考え方を示している。今回も同様の構成で整理したいと考えている。ただし、本日審議している基本方針は、第1行政改革の背景と必要性、第2行政改革の基本的な考え方、第3行政改革の推進の3つの章立てになっているが、第3行政改革の推進は、前の2つと性格が異なっている。
- 厳密にいうと、第3の内容は、表題の武蔵村山市第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針ではないということか。
- 第3の内容は、基本理念を示す内容ではない。
- 通常、基本理念や基本方針の下に計画や方策が作られるので、その考え方に立つと、この策定趣旨で説明していることがよく分からないと思った。
- 策定趣旨の説明文をみると、大綱の下に基本方針があつて、基本方針の下にまた定めるものがあるように思えた。
- この基本方針に基づき大綱が作られるのは確かであるが、大綱の中に、既に定めた基本方針を溶け込ませるといったイメージをしていただきたい。
- 策定趣旨の説明では、「行政改革大綱は、…基本方針を定め」と表現されているが、基本方針に基づき大綱が定められることは間違いなのか。
- ◎ 大綱全体の構成については、短い時間の審議で結論を出すのは難しいので、今後また検討を重ねて方向を定めた方がよい。
- 第3については、第1及び第2と異質の内容であるので、この扱いや位置付けについて事務局においても検討したいと考える。

議題2：その他

【質疑・意見等】

(1) 次回以降の会議の開催日程

- ◎ 第3回会議については、前回会議の時点で定めた開催日程を変更し、1月26日（水）となった。前回の会議では、第3回会議は午前で開催することとしたが、1月26日（水）も午前の開催でよいのか。
- 異議なし。
- ◎ 第3回会議は、1月26日（水）午前10時から開催することとする。第4回会議の開催はいつがよいのか。事務局の意向はあるか。
- 事務局で事前に各委員に確認したところ、2月3日（木）の午前又は夜間、若しくは2月7日（月）の夜間が都合がよいと聞いている。
- ◎ 第4回会議は、2月3日（木）午前10時から開催することとする。

(2) その他

- 本日の会議資料を事前に送付してもらったが、本日の会議までになかなか読み込めなかった。今後の会議も資料は増えるのか。

	<ul style="list-style-type: none"> ● もう少しボリュームが増えたものとなる。 ○ できれば土日に読み込んで会議に臨みたい。 ● 極力早く資料を送付できるよう努める。
--	---

会議の公開 ・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ・ []	傍聴者： _____ 0人
-----------------	---	---------------

会議録の開 示・非開示の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： _____）
----------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------